

施策名	目標 5-1 基盤的施策の実施・国際的取組	担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 生物多様性センター		
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。	政策評価実施予定時期	令和 8年	政策評価実施時期	
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2023-2030に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、生物多様性の主流化に向けた取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。	政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全		

施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)  
 第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等  
 生物多様性国家戦略2023-2030(令和5年3月31日閣議決定)第1部等

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		
1 生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合	90%	R4年度	90%	R12年度	-	-	-	-	90%	-	-	生物多様性国家戦略2023-2030における行動計画において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、2030年度までに生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合を90%にすることを目標と設定しているため。 ※各年度の実績値は、世論調査またはインターネット調査の結果であり、調査方法が同一ではないため、単純比較をすることはできない。	
2 生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合	56.3%	R4年度	60%	R12年度	-	-	-	-	58.0%	-	-	生物多様性国家戦略2023-2030における行動計画において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、2030年度までに生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合を60%にすることを目標と設定しているため。 ※各年度の実績値は、世論調査またはインターネット調査の結果であり、調査方法が同一ではないため、単純比較をすることはできない。	
3 衛星植生図の整備割合	国土の0%	R7年度	100%	R11年度	-	-	-	20%	40%	60%	80%	自然環境の基盤情報である植生図について、最新情報を必要とする企業等のニーズや自然共生サイト等のネイチャーポジティブ活動に対応するため、速報性を重視した衛星植生図をR7年度から5年間で着実に全国整備することが必要であるため。	
4 生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合	10%	R4年度	30%	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	生物多様性国家戦略2023-2030における行動計画において、生物多様性地域戦略の策定の推進を掲げており、2030年度までに策定市区町村の割合を30%にすることを目標と設定しているため。	
5 生物多様性の配慮に関する情報開示を行っている大企業等の数又は割合	74%	R元年度	90%	令和7年度	-	-	-	90%	-	-	-	生物多様性国家戦略2023-2030(基本戦略3)における行動目標や、ネイチャーポジティブ経済移行戦略(令和6年3月策定)において、企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく情報開示を促すことを掲げており、今後の国際的な開示動向を見据え、開示に取り組む企業の数又は割合は、今後も重要な指標であると考えられるため。	

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
6 生物多様性保全に係る国際的取組の状況	生物多様性保全のための国際的な取組の推進	-	生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム(IPBES)の地球規模評価報告書に示されたとおり、生物多様性の損失に対処するには経済システムや貿易といった国際的に協調・連携した取組の推進が不可欠であり、こうした観点から新たな世界目標である昆明・モントリオール生物多様性枠組の進捗を測る指標などの仕組みについて議論されているため。	
7 生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施	定期的な点検・評価の実施を通じた、生物多様性国家戦略の着実な実施及び改善	-	生物多様性国家戦略において同戦略の点検や評価の実施について定めていることに加え、生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の達成状況を把握するにあたり、生物多様性条約の各締約国は、同枠組を踏まえて策定した生物多様性国家戦略の実施状況について、同条約のCOP16で設定された指標を用いて評価し、国別報告書として報告することが求められているため。	

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 生物多様性保全等のための基盤的 事業費(平成 20年度)	1,2,4,6,7	004875	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) 生物多様性 保全等のた めのモニタリ ング等事業費 (昭和48年 度)	3,6	004870	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) ネイチャーポ ジティブ(NP) の実現に向 けた生物多様 性保全等の ための国際 協力・ルール 先導推進費 (平成19年度)	5,6,7	004877	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) 国際分担金 等経費 (昭和54年 度)	6	004869	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-
評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) (判断根拠)												
	目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等													
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】 【測定指標】												
学識経験を有する者 の知見の活用							SDGs目標との関係	【主な目標】 【副次的効果が期待される目標】						
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報														

令和 7 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省 R7 - ⑳ )

施策名	目標 5-2 自然環境の保全・再生	担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 国立公園課		
施策の概要	陸域及び海域の30%以上を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化することで、自然環境の保全・再生を図る。	政策評価実施予定時期	令和 8年	政策評価実施時期	
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立・国定公園の大規模拡張をはじめとした保護地域の拡張と管理の質の向上</li> <li>・自然共生サイト認定の促進</li> <li>・国の制度等に基づき管理されている地域のうちOECM該当地域の整理</li> <li>・海域におけるOECMの設定に関する検討</li> </ul>	政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等				

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
	基準年度	目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度				
										目標年度	目標年度		
1 新規指定及び大規模拡張、公園計画の見直しを実施した国立・国定公園数	-	-	1	毎年度	11地区	10地区	8地区	3地区	-	-	-	国立・国定公園区域及び公園計画の見直しを着実に実施することが目標の達成に寄与するため、測定指標として選定した。なお、目標値は、新規指定及び大規模拡張作業の進捗状況や各国立・国定公園の点検状況及び地域の実情を踏まえ、年度始めに見直しが必要な地区を見直し計画として定め、目標値を設定することとしている。	
2 自然共生サイト認定登録数	0.0%	R5	500	R8	-	10000.0%	-	-	50000.0%	-	-	生物多様性国家戦略2023-2030に基づいた30by30目標達成に向けては、OECMの設定・管理の推進が鍵である。OECMのうち、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域(企業緑地、里地里山等)については、自然共生サイト認定や生物多様性増進活動促進法(令和6年法律第16号)に基づく増進活動実施計画等の認定により、OECMとしての設定・管理を進めることとしていることから、指標として選定した。また、これまでの認定数の進捗状況を踏まえて目標値を設定した。	
3 我が国の陸域における保護地域及びOECMの占める割合	20.5%	R5	0.3	R12	-	-	-	-	-	-	-	生物多様性国家戦略2023-2030において、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標の達成」を掲げているため。	
4 我が国の管轄水域内における海洋保護区及びOECMの割合	13.3	R5	30	R12	-	-	-	-	-	-	-	生物多様性国家戦略2023-2030において、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標の達成」を掲げているため。	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠									達成
	-	-										
	-	-										

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業(令和5年度)	1.2.3.4.5	004877	(5) 世界自然遺産等保全対策費(平成4年度)	8	004893	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) 自然環境保全地域等保全対策事業(平成22年度)	8	004885	(6) 国立公園等管理等事業費(令和5年度)	6.8	004889	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) サンゴ礁生態系保全対策推進費(平成30年度)	3.7	004881	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) 放射線による自然生態系への影響調査費(平成28年度)	7	004874	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)												
		(判断根拠)												
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等													
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】												
学識経験を有する者の知見の活用							SDGs目標との関係	【主な目標】 【副次的効果が期待される目標】						
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報														

令和 7 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標 5-3 野生生物の保護・管理	担当部局名	自然環境局 野生生物課
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護増殖による種の保存、鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止。	政策評価実施予定時期	令和 8年
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣による農林水産業、生活環境、生態系への被害の防止。外来種による在来種や生態系への影響の防止。	政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 生物多様性国家戦略2023-2030(令和5年3月31日閣議決定)第2部 行動計画 第1章 生態系の健全性の回復 行動目標1-3、1-6、第2章 自然を活用した社会課題の解決 具体的施策 2-5-7		

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		
1 絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合	-	-	15%	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	絶滅危惧種の保全を効果的に推進するために、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の新規指定や見直し等を行う必要があるため(生物多様性国家戦略2023-2030中、「行動目標」>具体的施策>1-5-1 レッドリストの作成と国内希少野生動植物種の指定「絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合」)。	
2 絶滅回避率(絶滅危惧種のうち絶滅を回避した種数の割合)	-	-	100%	R7年度	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	新たな種の絶滅が生じないよう、絶滅危惧種の状況について評価するため。	
3 ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	推定の中央値 ニホンジカ311万頭 イノシシ127万頭 ※令和4年度に算出	平成23年度	平成23年度比で半減 (ニホンジカ155万頭、イノシシ64万頭)	R10年度	-	ニホンジカ155万頭、イノシシ60万頭	-	-	-	-	ニホンジカ155万頭、イノシシ64万頭	ニホンジカ・イノシシによる自然生態系等への影響が深刻であり捕獲の一層の強化が必要であるため。なお、当初、令和5年度を目標年度にしていたが(生物多様性国家戦略2023-2030中、「行動目標」>具体的施策>2-5-7 指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)の適正管理の推進[重点])、特にニホンジカの個体数半減が難しい状況にあることから、令和5年9月に目標年度を令和10年度まで延長することを決定した。	
4 奄美大島におけるマンガースの自動撮影カメラによる撮影枚数	0枚	令和6年度	0枚	R10年度	-	-	-	0枚	0枚	0枚	0枚	奄美大島において根絶した特定外来生物マンガースについて、島外からの再侵入の有無をモニタリングし、根絶を維持する。	
5 ヒアリの定着地点数	-	-	0地点	R7年度	-	0地点	0地点	0地点	-	-	-	特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特にまん延した場合に著しく重大な生態系被害が生じるおそれのある要緊急対処特定外来生物ヒアリの日本国内への定着を阻止する必要があるため。	
6 都道府県当たりの専門的知見を有する職員の平均数	3.7人	令和4年度	5.0人	令和12年度	-	-	-	5.0人	5.0人	5.0人	5.0人	鳥獣の保護及び管理を効果的に推進するためには、専門的な知見を有する職員が都道府県等の行政機関に配置されていることが重要であるため。(生物多様性国家戦略2023-2030中、「行動目標」>具体的施策>2-5-12 次世代の鳥獣保護管理の担い手の確保・育成)に基づき、都道府県当たりの専門的知見を有する職員を確保するもの。)	
7 都道府県が定めるクマの第二種特定鳥獣管理計画のうちゾーニング管理を考慮している計画数	20	令和6年度	34	令和12年度	-	-	-	-	-	-	-	クマ類の保護・管理の目的である、「地域個体群を将来にわたって安定的に存続させながら、人間との軋轢を軽減する」ことを達成するためには、野生動物の生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、人間と動物の棲み分けを図ることが重要であることから、ゾーニング管理を推進していく。	

8	狩猟免許所持者数	21.8万人	令和2年度	25万人	令和8年度	-	-	-	-	25万人	-	-	鳥獣保護管理を推進するため、捕獲の担い手となる狩猟免許の所持者数を増加させていく必要がある。鳥獣保護管理法に基づき、環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針を定めることとされており、本基本指針の計画期間は、鳥獣の生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、5年ごとに見直しを行うこととしており、現行の基本指針は令和8年度までとなっているため、その見直しに合わせ、目標の評価時期を設定した。目標値は過去5年間(2015年度～2020年度)の平均増加率から算出。		
測定指標		目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						達成			
9	適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況	野生生物の適切な保護管理		-		鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、国際希少野生動物種の保存、遺伝子組換え生物対策、野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視やモニタリング等を総合的に推進することにより、野生生物の保護・管理の強化に寄与するため。									
10	侵略的外来種の状況	侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。		-		外来種の情報収集を行い、対策の優先度の高い外来種を明らかにすることで、外来種による生態系への被害の防止を図るため。また、外来種の侵入経路の把握に努め、より効率的な対策を進めるため。									
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)	希少種保護対策費(平成4年度)	1.2	004905	(5)	指定管理鳥獣対策捕獲等事業費(平成26年度)	3	004909	(9)	-	-	-	(13)	-	-	-
(2)	国際希少野生動物種流通管理対策費(昭和61年度)	6	004902	(6)	アジア太平洋地域渡り鳥及び湿地保全推進費(昭和57年度)	6	004882	(10)	-	-	-	(14)	-	-	-
(3)	鳥獣保護管理対策費(昭和46年度。一部平成10、14、21、24年度、令和5年度に開始・変更。)	3.6	004896	(7)	外来生物対策費(平成16年度)	4.5	004906	(11)	-	-	-	(15)	-	-	-
(4)	鳥獣感染症対策費(平成17年度)	6	004907	(8)	遺伝子組換え生物対策費(平成16年度)	6	004908	(12)	-	-	-	(16)	-	-	-
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)													
		(判断根拠)													
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等														
次期目標等への反映の方向性	【施策】														
	【測定指標】														

	学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係	【主な目標】
				【副次的効果が期待される目標】
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報			